

公の施設使用料等の算定に係る基本方針

令和8年4月策定

上越市財務部資産活用課

ウ 経費削減及び収入増加に向けた取組と使用料等の見直し

適正な受益者負担を求めるために、公の施設の適正配置（統廃合や機能集約など）や適正管理（開館時間や休館日設定の適正化など）による経費削減に向けた不断の取組によりコスト削減を図ります。あわせて、各施設において一層の利用促進に取り組むことにより、収入の増加につなげます。

また、施設運営に係る経費を適切に反映するため、使用料等については、概ね5年ごとに見直しを行います。ただし、指定管理者制度導入施設等では、指定管理期間や社会情勢等も考慮しながら見直しを行うこととします。

(3) 対象施設

対象施設は、地方自治法第244条における公の施設のうち、使用料等を徴収している施設とします。ただし、以下に該当する施設や占有料、目的外使用料（類するものを含む）等については対象外とします。

- ア 法令等で使用料等を徴収できない施設 【例】学校、図書館 など
- イ 他に基準額が存在する施設 【例】保育園、市営住宅 など
- ウ 特別会計、企業会計に係る施設 【例】下水道施設 など
- エ その他、施設の性質上、独立採算を目指すべき施設や、本基本方針による使用料等の算定に馴染まない施設

2 公の施設の性質分類と負担割合の設定

(1) サービスの性質に基づく分類

対象施設が提供するサービスの性質により、受益者負担割合を設定することで、サービスの種類に応じた税負担と受益者負担の均衡を図ります。

ア 日常生活における必要性の程度（必需性）

日常生活を営む上で、必要不可欠なサービスを提供する施設（必需的な施設）は、市民の必要性が高く、より多くの公費（税）を投入して、市民全体で支えるサービスであると考えられます。

一方、生活の快適性の向上など、個人の意思で利用するサービスを提供する施設（選択的な施設）は、公費（税）による負担は、より少なくともよいサービスであると考えられます。

イ 民間における類似サービスの提供の程度（公益性）

民間では提供が難しいサービスを提供する施設や本市の魅力を広く伝える施設（公益的な施設）は、より多くの公費（税）を投入して、市民全体で支えるサービスであると考えられます。

一方、民間でも同種・類似するサービスを提供する施設（私益的な施設）は市場代替性が高く、公費（税）による負担が少なくともよいサービスであると考えられます。




(2) 受益者負担割合

サービスの性質である「必需性（選択性）」、「公益性（私益性）」について、その程度を3分割し、9分類とした上で、受益者負担割合については5段階（0%、25%、50%、75%、100%）に区分します。

【標準的な受益者負担割合】

受益者負担割合は標準的な例であり、実際の割合は、施設の事情等を踏まえ決定します。

例えば、学校や図書館等、必需性及び公益性が高く、法令等で使用料等を徴収できない施設は0%となり、宿泊・日帰り温浴施設や有料駐車場等、選択性及び私益性が高く、民間でも同種・類似するサービスを提供している施設は100%となります。

提供するサービスの必需性 (選択性)	必需的 	<u>受益者負担：50%</u>	<u>受益者負担：25%</u>	<u>受益者負担：0%</u>
		<u>受益者負担：75%</u>	<u>受益者負担：50%</u>	<u>受益者負担：25%</u>
	選択的	<u>受益者負担：100%</u>	<u>受益者負担：75%</u>	<u>受益者負担：50%</u>
		私益的		公益的
		提供するサービスの公益性（私益性）		

3 使用料等の算定方法

(1) 原価の考え方

公の施設の利用に伴う経費には、施設の維持管理・運営に係る経常的な経費（人件費を含む）と、施設の整備に係る投資的な経費がありますが、使用料等を算定する原価には、投資的な経費を含まないこととします。なお、経常的な経費でも、受益者が特定されている経費は、原価には含まないこととします。

また、施設のカテゴリごとに設備の充実度や経過年数等の付加価値に差がある場合は、原価に価値補正を行うとともに、複合施設の場合については、利用する面積や時間などを基に合理的に原価を割り振り、それぞれの使用料等を算定することとします。

ア 原価に含める経費

人に係る費用	人件費	施設の管理運営に直接従事する職員人件費
物に係る費用	需用費	施設運営や提供するサービスに係る消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料など
	役務費	施設運営や提供するサービスに係る通信運搬費、手数料、保険料など
	委託料	施設運営に係る清掃、警備、機械保守など
	使用料・賃借料	施設運営に係るリース料など
	その他経費	受益者が負担すべきと考えられる施設運営や提供するサービスに係るもの

イ 原価に含めない経費

物に係る費用	施設の建設・取壊しや大規模改修(災害対応等)に係る費用	公の施設は市民全体の財産として、誰もが受益者になり得るため
	土地の取得に係る経費	土地は時間の経過により価値が減耗しない財産のため
	受益者が特定されている経費(講座等に使用する教材等に係る経費)	特定の受益者が負担するものであるため

(2) 使用料等の算定の基本的な流れ

下記のとおり使用料等を算定することとします。

ア 3-(3)の算定方式に基づき理論値(原価を参考とした基礎数値)を算定



イ 3-(4)の考慮すべき事項の内容を検討・反映



ウ 100円単位に調整



エ 改定額案の決定 ※原則、現行使用料等の1.5倍が上限

(3) 使用料等の算定方式

ア 占有利用施設(会議室、野球場、ホール等)

使用する面積に応じて、1室(面)当たりの原価から使用料を算定します。

$$\begin{array}{ccccccc}
 & & \boxed{\text{使用貸室面積}} & & \boxed{\text{利用時間}} & & \\
 & & & & \text{(使用料等設定単位)} & & \\
 \boxed{\text{原価}} & \times & \frac{\quad}{\boxed{\text{総貸室面積}}} & \times & \frac{\quad}{\boxed{\text{年間利用可能時間※}}} & \times & \boxed{\text{受益者負担割合}}
 \end{array}$$

※ 稼働率が著しく低い場合は、年間利用時間実績等を基に算定することも可能とする。

【計算例】

- ※1 人に係る費用+物に係る費用=原価(4,000万円)
- ※2 $4,000 \text{万円} \div \text{総貸室面積}(1,000 \text{m}^2) \times \text{使用貸室面積}(50 \text{m}^2) = \text{当該貸室原価}(200 \text{万円})$
- ※3 $200 \text{万円} \div \text{年間利用時間実績}(2,000 \text{時間}) \times \text{利用時間}(2 \text{時間}) = \text{利用時間原価}(2,000 \text{円})$
- ※4 $2,000 \text{円} \times \text{受益者負担割合}(50\%) = \text{使用料等}(1,000 \text{円})$

イ 個人利用施設（入館料等）

大人一人1回当たりの使用料等を算定します。

$$\frac{\text{原価}}{\text{年間利用者数}} \times \text{受益者負担割合}$$

【計算例】

- ※1 $\text{原価}(2,500 \text{万円}) \div \text{年間利用者数実績}(25,000 \text{人}) = \text{一人当たり原価}(1,000 \text{円})$
- ※2 $1,000 \text{円} \times \text{受益者負担割合}(50\%) = \text{使用料等}(500 \text{円})$

ウ 付帯設備・備品等

施設等にもともと備わっている付帯設備（一般的な空調、給排水設備等）については、施設の使用料等を含めることとしますが、大規模な空調設備や夜間照明設備等の付帯的な設備、特定の会議室や催し物などで使用する備品については、施設使用料等と区分して使用料等を設定することとします。

備品については、個々の購入金額が不明であるものがあるほか、統一的な基準による算定が困難であることから、当該使用料等を設定する場合は、施設の設置目的や特性に応じて、同種・類似のものとの均衡を図りつつ、受益者負担の原則に基づいた個別の算定方法により適切な使用料等を設定します。

(4) 使用料等の算定に当たり考慮すべき事項

ア 使用料等の調整等

(ア) 特別な考慮による調整

各施設の設置経緯、社会状況の変化、公の施設に係る当市の行政計画や社会的要請を特別に考慮する必要がある場合には、他の類似施設の使用料等との均衡を考慮した上で、使用料等を調整することができるものとします。このほか、施設の設置目的や特性に応じてこども向けの使用料等を設定するなど、政策的なものも調整に含めることとします。

また、使用料等の値上げにより利用者数の大幅な減少等が想定される場合は、使用料等を見直しせずに据え置くなどの調整を行うことができるものとします。

(イ) グループ化による調整

同種・類似のサービスを提供する施設について、使用料等の均衡を図る必要がある場合は、施設をグループ化し、使用料等を算出するなど、使用料等の調整を行うことを検討します（例：一般的な貸館施設やスポーツ施設の使用料等の統一など）。

(ウ) 類似施設との調整

算出した使用料等が、近隣自治体や民間の施設に比べて極端に高い・安いことで、利用の低下や民業圧迫の恐れがある場合、使用料等を調整することができるものとします。

(エ) 日別、時間帯別、季節別、利用目的等による調整

休日、夜間、季節変動など、特定の日や時間帯に利用が集中し、それ以外の日や時間帯の稼働率と比べ極端に差がある施設については、利用者の分散化、稼働率の向上を図るなどの観点から、各施設の利用状況、利用実態を踏まえ、日別、時間帯別、季節別に使用料等を調整できるものとします。

イ 市外在住者の使用料等の設定

公の施設は、市民全体の財産として、誰もが受益者になり得るため、投資的な経費については受益者負担を求める原価からは除いていますが、この投資的な経費は、公費（税）として市民が負担をしています。

施設の利用に当たっては、市外利用者の方にも、使用料等を負担していただいておりますが、この投資的な経費については、公費（税）として負担をしていただいていないことから、市外の利用者や団体の利用について、施設の利用者又は利用団体の住所、所在地が市外の場合は、通常使用料等の 2 倍の範囲内において市外使用料等を設定することができるものとします。

ウ 営利営業上の利用による使用料等の設定

公の施設は住民の福祉の向上を目的として設置されたものであり、営利を目的とした利用は想定していませんが、施設の有効活用を図るために、施設本来の用途や設置目的を妨げない限度において、営利・営業目的での利用を認めることとし、通常使用料等の 3 倍の範囲内において使用料等を設定することができるものとします。

エ 使用料等の単位の設定

使用料等の設定に当たっては、原則 100 円単位で統一することとします。

オ 利用時間の単位

占有利用施設の利用時間の単位は原則 1 時間としますが、利用者の利用形態の多様化に合わせ、30 分単位での利用もできることとします。なお、この場合

の使用料等は1時間の使用料等の半額とします。

カ 消費税・地方消費税との関係

国からの通知では、消費税及び地方消費税率が引上げとなる場合は、消費税及び地方消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、公の施設の使用料等を改定することが望ましいとされています（平成31年4月17日総務省通知）。

このため、今後、消費税及び地方消費税率が引上げとなる場合、適宜、消費税及び地方消費税率の変更を踏まえた原価を算出し、使用料等の見直しを行うこととします。

キ 段階的な見直し（激変緩和措置）

使用料等の改定により、現行の使用料等を大幅に上回り、利用者の負担が急激に増大する施設があることも想定されます。市民に受益者負担の考え方を理解していただくためにも、急激な利用者の負担増を避ける必要があることから、使用料等の見直しにあたっては、原則として現行の使用料等の1.5倍を上限とし、段階的に見直しするものとします。

ただし、使用料等の単位を100円単位とするために端数調整を行う場合などは、前述の上限を超えて使用料等を設定することができるものとします。